(様式1－1)

事業者ヒアリング参加届

令和 4 年 月 日

江戸川区長

江戸川区角野栄子児童文学館の運営に関する事業者ヒアリングについて、以下のとおり応募します。

応募者

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在地 |  | | | | | | |
| 名称　（社名)  代表者名 | 印 | | | | | | |
| 担当者 | (ふりがな)  担当者名 | |  | | | | |
| 所属 | |  | | | | |
| 電話番号 | |  | | | | |
| E-mail | |  | | | | |
| 郵送物  送付先 | | 〒 | | | | |
| 参加資格確認欄  （指定管理者の実績） | 図書館 | 文学館 | | 美術館 | 博物館 | 記念館 | その他  類似施設 |
|  |  | |  |  |  |  |

※参加資格確認欄は、該当する運営実績に〇をしてください。

(様式1－2)

事業者ヒアリング辞退届

令和 4 年 月 日

江戸川区長

江戸川区角野栄子児童文学館の運営に関する事業者ヒアリングについて、申込をしましたが、以下のとおり辞退します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地 |  | |
| 名称(社名)  代表者名 | 印 | |
| 担当者 | (ふりがな)  担当者名 |  |
| 所属 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |
| 郵送物  送付先 | 〒 |

応　募　者

(様式2)

事業者ヒアリング　グループ構成表

令和 4 年 月 日

江戸川区長

江戸川区角野栄子児童文学館の運営に関する事業者ヒアリングについて、下記の構成団体をもって参加します。応募者は、本事業者ヒアリング遂行に関するすべての責任を負い、グループ構成団体のとりまとめをいたします。

記

1　応募団体（代表者）　所在地

　商号又は名称

　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　電話番号

　担当役割

2　構成団体

　所在地

　商号又は名称

　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　電話番号

　担当役割

3　構成団体

　所在地

　商号又は名称

　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　電話番号

　担当役割

* 記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

(様式3)

守秘義務誓約書

令和 4年　　月　　日

江戸川区長

企業名

代表者　　　　　　　　　　　　　印

弊社は、江戸川区角野栄子児童文学館の運営に関する事業者ヒアリングに際し、同ヒアリングで得た江戸川区の機密情報に関して、裏面の記載事項を遵守することを確約し本書を提出します。

（定義）

第1条　本書でいう機密情報とは、口頭、書面もしくは電子情報その他の開示の方法を問わず、ヒアリングのために江戸川区から弊社に対して開示される一切の情報をいいます。

（機密保持）

第2条　弊社は、機密情報について厳に機密を保持し、ヒアリングのためにのみ使用するものとし、これを第三者に開示もしくは漏洩いたしません。

（機密情報の開示）

第3条　次の各号のいずれかに該当するものについては、前条の機密保持には当たりません。ただし、弊社は、当該要求を速やかに江戸川区に通知するものとし、当該機密情報の機密を保持するために、合理的に取り得る手段があるときは、その手段をとるべく努力するものと致します

①　江戸川区から開示された時点で、既に自ら保有していたもの

②　正当な権限を有する第三者から開示されたもの

③　法令や政府機関の規則等により開示が要求されたもの

④　書面により江戸川区の承諾を得たもの

（善管注意義務）

第4条　弊社は、江戸川区から提供を受けた機密情報が、江戸川区又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、江戸川区又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを了解し、機密情報を善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

（損害賠償）

第5条　弊社は、故意または過失により本書に違反して江戸川区又は第三者に損害を与えた場合には、江戸川区又は第三者に対してその損害を賠償いたします。

（機密情報の返還）

第6条　弊社は、江戸川区から機密情報の返還請求を受けたときは、江戸川区から開示された機密情報の全てを、そのあらゆる形態の写しを含めて、速やかに返還いたしします。ただし、返還が物理的に不可能な場合には、江戸川区の同意を得て、廃棄･消去するものとします。